

令和 6 年度第 1 回
東京都ひきこもりに係る支援推進会議

令和 6 年 6 月 2 6 日

(午後 5 時 0 0 分 開会)

○山川生活支援担当課長 定刻となりましたので、ただいまから令和 6 年度第 1 回東京都ひきこもりに係る支援協議会を開会いたします。

本日の開催に当たり、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席くださいまして誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます、生活福祉部生活支援担当課長の山川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、本日の会議資料ですが、資料 1 から資料 8 までと参考資料を事前に送付させていただいております。議事の都度、落丁等がございましたら、事務局にお申出いただきますようお願いいたします。

本日の会議は、オンライン会議形式としております。また、協議会設置要綱第 9 条によりまして、会議は公開で行います。なお、本日傍聴の方がいらっしゃっております。

会議資料及び議事録につきましては、後日ホームページに掲載をさせていただきます。

委員の皆様方が御発言をされる際は、挙手をしていただき、会長から指名されましたら、マイクのミュートを解除した後に、御所属とお名前をお願いいたします。その後、続けて御発言ください。なお、発言が終わりましたら、再度マイクをミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

接続状況を考慮してビデオを停止している場合には、チャットでお知らせをいただきたいと思います。

また、接続状況が悪い場合には、ビデオを停止するか、一度退室して再度入室するなどの対応をお願いいたします。

次に、委員の皆様の出欠につきまして御報告いたします。

本日は、文京学院大学教授の中島副会長及び東京都民生児童委員連合会常任協議員の市村委員の 2 名より御欠席の連絡をいただいております。

続きまして、東京都の出席者を御紹介させていただきます。新内生活福祉部長でございます。

それではここで、新内生活福祉部長より御挨拶をさせていただきます。

○新内生活福祉部長 東京都福祉局生活福祉部長の新内でございます。委員の皆様方におかれましては、日頃より東京都の福祉行政に多大なる御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。また、本日は御多用のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、令和元年 9 月に本協議会が立ち上がって以来、これまで、当事者・御家族の状況に応じたきめ細かな支援の充実に向けた検討に、大変な御尽力をいただいております。改めて感謝を申し上げます。

今年度最初となる今回ですが、令和 6 年度の都のひきこもり支援事業をお示しするほか、前回の協議会で概要を御説明しました、ひきこもりへの認識に関する世論調査の結

果を踏まえた都の広報について、各委員の皆様の御意見を共有できればと存じます。

引き続き専門的な視点で、あるいは当事者・御家族の目線で御意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山川生活支援担当課長 それでは、これ以降の進行を笠井会長にお願い申し上げます。

○笠井会長 はい、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。今回は今年度初めての開催となります。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、3点予定されております。

1点目は、令和6年度の都のひきこもりに係る支援事業の取組についてです。

2点目は、世論調査結果を踏まえた広報の方向性についてです。前回の協議会では、調査結果の概要を説明していただきましたが、今回はこの結果を踏まえた今後の広報について意見交換ができればと思っております。

3点目は、ひきこもりに係る支援の取組について、今期から新たに参加いただいている浜野委員に発表をお願いしており、その内容を踏まえまして、意見交換させていただきたいと思えます。

それでは、議事の1つ目、都の令和6年度のひきこもりに係る支援事業の取組について、事務局から御説明をお願いいたします。

○山川生活支援担当課長 それでは、資料3を御覧いただきたいと存じます。

画面に資料を共有させていただきます。

資料3ですが、都の令和6年度ひきこもりに係る支援事業の取組についてでございます。本資料は、前回3月の協議会で案としてお示ししたものと同一ものでございます。ポイントを絞って本日は説明いたします。

まず目的、一番上の目的ですが、当事者・家族が安心して一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援が受けられるように、都民及び関係者への普及啓発・効果的な情報発信、相談支援を行うとともに、身近な地域において切れ目のない支援体制を整備する区市町村を支援することを目的として、事業を展開しております。

本会議でありますひきこもりに係る支援協議会の運営において、御意見等をいただきながら、下の四つの区分、一番左から都民・関係者への普及啓発・効果的な情報発信、続いて当事者・家族向けの相談等の支援、区市町村等への支援、人材育成という四つの柱で事業を展開しております。

始めに、一番左の都民・関係者への普及啓発・効果的な情報発信につきましては、まず、当事者、家族や一般都民の方向けに、インターネット、新聞、交通、コンビニ等の広告を展開しまして、普及啓発を図ってまいります。

2点目としまして、都の取組のほか、区市町村のひきこもりの相談窓口や関係機関を紹介するリーフレットを作成し、これも都民の方に向けて周知をさせていただきます。

3点目は、ポスターの作成・配布ということで、こちらも今年度展開をさせていただ

きます。

4点目として、ひきこもりに関する講演会を開催し、普及に努めてまいります。

続いて、真ん中の当事者・家族向けの相談支援等、及び区市町村等への支援でございますが、赤い囲みをしているところが、ひきこもりサポートネットで展開をしている事業の中身となります。

まず、当事者・家族向けの相談等の支援でございますが、サポートネットにおいて相談業務として、土曜日を含む週6日の対応の電話相談、メール相談、訪問相談、来所等による個別相談により、きめ細かな相談支援を引き続き今年度も実施してまいります。

加えまして、ピアサポーターによるオンライン相談も展開をしてまいります。加えて家族セミナー、個別相談会につきましても、今年度定期的に実施をしてまいりたいと思います。

あわせて、都の連携団体や関係機関等による合同説明相談会も今年度も実施をしてまいります。

その下、社会参加等応援事業でございます。こちらは、本協議会で議論いただいたガイドラインの理念に沿って活動する団体、都の連携団体としておりますが、この連携団体と協働してサポートを実施してまいりますのでございます。連携団体につきましては今年度26団体で構成をしております。

資料4に、ホームページの画面を表示しておりますが、東京都の連携団体の一覧ということで、まず団体の一覧を表示した後に、各団体のプログラムの内容、連絡と問合せ先等について、詳細に記載を今年度からしてございます。都民の方が、御自身が求めているサポートをより選択しやすくするための情報をきめ細かく掲示するようにしてきたところです。

資料3に戻りまして、サポートネットが行っている区市町村等への支援になりますが、地域におけるネットワーク構築支援事業ということで、サポートネットと区市町村がそれぞれの実情等を踏まえまして、情報交換等を実施して、各区市町村の中の地域の連携のネットワークの構築に関して、一緒になって取り組むというような事業でございます。

その下、中段、多職種専門チームの設置でございますが、医療や心理、法律等の専門家を配置したケース検討会議を隔月で開催をして、区市町村等が抱える困難ケース等についての助言等を行うという形を取っております。

3つ目ですが、今年度新規の取組になります。ひきこもりに係る支援交流会になります。区市町村等において相談窓口や居場所を運営する現場の支援者が一堂に集まり、支援事例の共有や意見交換等を行う交流会を今年度新たに実施したいと考えております。参考資料2になりますが、これは今年度の取組のチラシになります。今申し上げたとおり、支援者の皆様が抱える課題や悩みを共有して、支援者自身のメンタルヘルス、スキルアップ及び、支援者間の交流を図ることを目的に開催をいたします。

今年度の内容につきましては、7月17日に高田馬場で実施をいたします。厚生労働省

の方に国の取組の内容の御説明をいただきつつ、墨田区と中野区に事例紹介等をしていただきながら、ワールドカフェという形でそれぞれ参加をしていただいた方がグループに分かれて、会話を通じていろいろなアイデア、洞察を引き出すという形の取組を今年度行いたいというふうに考えております。

資料3に戻ります。ここまでがサポートネットの取組になりまして、次に、区市町村への支援で都が直接実施しているひきこもり支援推進体制立ち上げ支援補助事業でございます。こちらは国の補助事業に新たに取り組む自治体に対しまして、都として、区市町村の負担を軽減するという取組になります。

負担割合は国が2分の1、区市町村が2分の1のところを、都が4分の1を負担して、区市町村の負担を軽減するという取組になります。

事業の実施期間は、取組を始めて原則2年間を上限に行っております。

こちらにつきましては、資料5、こちらは国の資料になるのですが、国の事業名ですと、ひきこもり支援推進事業という形を取っていますけれども、全国で実施している自治体の一覧になります。区分としては、一番左、ひきこもり地域支援センターという事業と、真ん中がステーション事業、一番右がサポート事業という三つの区分になりまして、それぞれ取組を行う事業数に応じて、事業が三つに分かれております。一番左に行けば行くほど取組をしている事業数が多いという区分になります。

都内におきましては、一番左のひきこもり地域支援センター事業が、13自治体、真ん中のステーション事業につきましては5自治体、一番右のサポート事業につきましては、10自治体で令和5年度取組を進めているところです。全部で28の自治体が国の事業を活用しているという形になります。

そのうち、東京都が区市町村の負担を軽減する立ち上げ支援事業を実施している自治体は28自治体中18自治体になっております。こうした取組を進めながら区市町村の地域内でのネットワークづくり等について、取組を促してまいりたいというふうに思っております。

資料3に戻ります。一番右、人材育成になります。ひきこもりに係る支援者等の育成研修等事業になりまして、ひきこもりに係る支援に従事する支援者、社会参加を支援する民間団体、地域包括支援センターや、民生児童委員の方向けの研修を今年度も引き続き実施をしてまいりたいと考えております。

以上の取組で、一番右上になりますが、今年度の都における予算額は、4億900万円という形で予算化をしております。

今年度のひきこもりに係る都の取組についての説明は以上になります。

○笠井会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明に対して、御意見のある方がいらっしゃいましたらどうぞ、ディスカッションのほうよろしく願いいたします。

国分寺市さんが手を挙げていらっしゃいますので、どうぞ御発言ください。

○玉井委員 御説明ありがとうございました。今年度の新規事業の中の支援者交流会について伺います。

チラシを拝見しますと申込みが、所属自治体というふうになっておりますけれども、これ対象は、事業のところに記載があるように、支援者まで含めるとなりますと、これは行政以外にも御案内が届いているという理解でよろしいでしょうか。

○山川生活支援担当課長 御案内は、ひきこもりに係る行政の窓口のところに案内しておりますして、実際に支援を行っている団体さんにつきましては、その自治体さんからの御案内ということをお願いしている形になります。

○玉井委員 ありがとうございます。そうしましたら、うちの場合ですと、例えば、今回、事例紹介が地域支援センターや社協ということで、庁内でも横断的に取り組む事業になっておりますので、関係機関に周知してよろしければ、庁内で調整してもいいという理解でよろしいでしょうか。

○山川生活支援担当課長 ぜひ、お願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○玉井委員 ありがとうございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

八王子市、遠藤さんからお手が挙がりました。どうぞ御発言をお願いします。

○遠藤委員 八王子市の遠藤です。お世話さまです。私も今のお話と同様に、ひきこもりに係る支援者交流会について発言させていただきたいと思います。

今年度こういう取組を東京都さんのほうで実施していただくというのは、今までになかったことですので、大変貴重な機会になるのではないかと考えております。もし、今後こういう交流会、今後も継続をして実施をされるということであれば、一つのお願いをさせていただきたいのが、交流会を行う範囲、今回は東京都全体で交流会を開催されるということなんですけれども、私ども、例えば、八王子は都内でも規模の多い大きい自治体なんですけれども、なかなか八王子だけでひきこもりの方の支援を完結するというのは難しい。どうしても、他市の社会資源などを利用させていただきながら、支援を進めるということも考えられますし、また逆もまた、同じような形だと思いますので、もし今後こういう交流の機会があれば、東京都内、区市を幾つかのグループに分けて、それぞれの地域ごとの利用できる社会資源、あるいは先ほどの支援団体さん、そういうところとも交流も含めて行えれば、私たちも他市さんでどういう支援を行われているかということが分かる貴重な機会になると思います。

実は、八王子でも、昨年度末からひきこもりの方の居場所の試行実施をこれまで3回行っております。毎回10人ぐらいのひきこもりの方に参加していただいているのですが、やっぱり少なからずの方が市外から御参加をいただいている。そういう意味では、一つの自治体で支援を関係するというのはなかなか難しい状態になっていると思いますので、今後もう少し、私どもから言うと広い範囲で、東京都さんから言うと、都内

を幾つかのブロックに分けての交流会というものを御検討いただけると助かります。

生活困窮者自立支援制度においては、東京都さんのほうで、そういうブロック制で研修などを行っている実績もありますので、御参考いただければと思います。

以上です。

○笠井会長 貴重な御意見、ありがとうございました。

続きまして、斎藤環委員からお手が挙がっています。どうぞ御発言をお願いします。

○斎藤委員 ありがとうございます。

事務局のほうと言っているのかな。伺いたいのですけれども、事業はそれぞれ非常に素晴らしいと思うんです。ぜひこれは長期に継続してほしいなと思いながら伺ったのですけれども、一つ伺いたいのは、これらの事業の成果をどのように評価される予定なのかということですね。何か数値的な目標あったりするのかということをやっと伺えればと思っています。といいますのは、ひきこもり対策事業というのは、結構時間がかかるものでありまして、1年単位で評価されちゃったりすると、この事業は評価、成果が上がっていないからお取り潰しとかとなるのは非常に困るなと思ったんです。なので、評価のスパンとか、目標値の設定みたいなものがあるとしたら、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○笠井会長 ありがとうございます。今の斎藤環委員からの御発言に対して、お答えはございますか。

○山川生活支援担当課長 ありがとうございます。まず、事業評価につきましては、特に広報等につきましては、実際にどういった方に届いているのかというところについては、数値的にも出てくるので、そこを踏まえて、よりターゲットを絞ったりとか、媒体を考えたりとかというところについては、我々が事業を展開していく上では、そういった結果を踏まえた次の取組というのは行っているところです。例えば、相談件数とか、そういったところについては、特に目標値は設定をしているところではございませんので、ニーズに応じて適切に対応できるような形で実績を踏まえて、所要の予算等を要求していくという形で展開をしているところでございまして、実績が少ないから見直せとか、そういう話には今のところなっていないので、現状を踏まえながらよりよい、施策の展開を今後も進めていきたいというふうに考えております。

○遠藤委員 ありがとうございます。安心しました。

○笠井会長 ありがとうございます。

続きましては、上田委員さん、その次に、林委員さんからです。上田さん、どうぞ。

○上田委員 ありがとうございます。私からは、やはり、令和6年度やるにあたって、都が令和5年3月に出したサポートガイドラインの一番最初にある、当事者一人ひとりの尊厳を守る、ここについて、令和6年度しっかりと見据えていく必要があると思います。当会は家族会ですけれども、実は、今回区市町村などへの支援の中に、多職種専門チームの設置というところで困難ケースという言葉がございます。当家族会で最も困難だと

思っているところと、恐らくこの、ここで一体何をもって困難とするかというところもあるかと思うのですが、やはり人権侵害や、本人、家族の尊厳が奪われるような事例が、都内にも地域の家族会が、32か所にございますけれども、起きています。人権、尊厳を冒す最も大きい問題が、本人を同意なく引き出す、連れ出す支援です。これは、都内でも家族会から連絡が来ます。全国からも来ます。愛知県でも粹塾という事件の報道があったばかりでございますが、この家族の本当にやむにやまれぬ、そこにどうしても依頼してしまう背景があります。

そうならないためにも家族会もしっかり家族の受皿になる必要がありますが、やはり、東京都サポートネットにも今回本当に緊密に連携を取って、御家族、特にお母様、一人で抱えてしまわれるような環境にいるお母様が、どこに相談していいか、相談しても助けてもらえないとかですね。やはり、そのときに、大枚を、本当に法外なお金を払って、引き出し業者に電話をしてしまう。最近は広報が巧みになっていますので、ホームページを調べると、いかにもすぐにこの状況を何とかしてくれそうな動画があったり、うたい文句があります。そこに連絡をしてしまう御家族を責めることはできないと思います。

ただ、それによって御本人の人権がやはり侵害されている状況もありますので、都はしっかりこの現状を見据えていただきたいです。サポートガイドラインの1番目に尊厳を守るとしっかりうたわれていますので。それを令和6年度も、困難ケースと言っているのであれば、何をもって困難ケースとするのか。それはひきこもりから脱することができないという困難ではなく、本当に御本人、そして御家族の尊厳が守られるものなのか、しっかり尊厳を守りながら関わり続けることができるのか、そういったことを私たちは共通認識として持っていく必要があるのではないかとということで、お話しさせていただきました。

また、ちょっと長くなって申し訳ありません。当会の副理事長である池上正樹が、先日、粹塾の報道、ヤフーニュースで流した際の中で、今日ここの委員にもなっていられしゃいます河野さんも語られていますが、やはり、どこまでが悪質なビジネスで、どこまでが本当に御家族、御本人の尊厳を守る支援なのかということをややはり、これは国にも言っていますけれども、都としてもしっかりガイドラインに明記していく必要があるのではないかとということです。そういう悪質な団体ほどインターネットの検索でも上位に出てきます。そういうこともぜひ知っていただき、良質な施設、支援業者もたくさんございますので、そこを見分けられるような形で、やはり情報提供していく必要があるのではないかとこのように思っております。

長くなりましたが、以上になります。

○笠井会長 上田委員様、ありがとうございました。

続きましては、林委員よろしく申し上げます。

○林委員 一般社団法人ひきこもりU X会議の林恭子です。今年度もどうぞ皆さんよろしくお願いいいたします。

私からまず、2点あるのですが、支援者交流会という新しい取組は、私もすばらしい、これはとてもいいんじゃないかなと思いました。この支援者交流会、既に申込みを開始していると思うのですけれども、何人ぐらいを想定されているのか、定員ですね、というのと、現在の申込状況がもし分かれば教えていただけますでしょうか。

それともう一点、これも質問になるのですけれども、ひきこもりサポート事業、ステーション事業、ひきセンのお話が先ほどありました。全部で三つ合わせると、都内で28の自治体が今参加をされているということでしたけれども、自治体が全部で62あるとすると、まだ半分に至っていないのかなというふうにも思いました。

東京都さんとしては、特に、23区外、市とか、町とか、そういったところにこれを進めていただくために、これに取り組むということですよ。どのようにまだやっていない自治体に働きかけをしていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

実は先週、初めて日野市さんと一緒に、ひきこもり女子会と交流会も一緒だった、初開催したのですが、64名の方の参加があったんです。やはり、そういった居場所から相談とかにつながっていく場所というのは、本当に大事だと思いますので、ぜひ、全ての都内自治体に、この三ついずれかはやっていただきたいなと思っているので、それをお聞きしたいと思います。

それと、広報については、これは後ですかね。この後、広報事業については、ということよろしいですか。

○笠井会長 そうですね。広報事業のことは、この後になります。

○林委員 後ですね。じゃあ、以上です。

○笠井会長 今の林委員からの御質問2点ですが、事務局、お答えはありますでしょうか。

○山川生活支援担当課長 2点御質問いただきました。まず、交流会ですけれども、今年度新規の取組ということもありますので、50人程度の規模で、今、会場等を考えております。申込状況は、ちょっとまだ把握していないのですけれども、まだ、余裕があるかと思しますので、ぜひ積極的に参加をお願いしたいと考えています。

2点目の国事業への取組を区市町村に対して都がどう働きかけるかというお話ですけれども、先ほどの資料3をご覧ください。区市町村等への支援の中に、地域におけるネットワーク構築支援事業という取組がありますが、こちらについては先ほどもお話ししたとおり、サポートネットと東京都も参加して、各区市町村と意見交換をさせていただいて、他の自治体等の好事例等も共有しながら、今後のその自治体におけるネットワークの構築等を一緒になって考えていくという取組なのですが、この事業を区市町村に促して手を挙げていただくことをしています。そこに参加をしていただいて、今申し上げた情報の共有や、好事例の紹介等やって、国事業を使いながら、地域内の取組を充実していただくというふうに促しをしているところです。

さらに、手が挙がらなくても、こちらから声かけをして、こういった取組で意見交換等をしませんかというような投げかけも、継続してやっているところでございます。こ

ういった取組で少しずつ区市町取組を促していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○笠井会長 御説明ありがとうございます。

それ以外、いかがでしょうか、

一旦進ませていただきたいと思います。

続きまして、議事の2点目が、世論調査結果を踏まえた広報の方向性についてですが、事務局から御説明のほう、よろしく願いいたします。

○山川生活支援担当課長 それでは、事務局から資料6に基づいて説明させていただきます。

ひきこもりへの認識に関する世論調査を昨年度実施しました。その結果を踏まえた課題の整理と広報の方向性について御説明をいたします。

世論調査の実施に当たって設定をいたしました、一番上の調査の目的になりますが、まず、一つ目は、都の広報事業における普及啓発内容、ターゲット層の確認検討、広報媒体の選定・開拓などの今後の効果的な広報展開等に活用する。もう一点目が、都・区市町村の相談窓口や支援団体等の活動に関する認知度・関心度等を踏まえ、周知方法や情報提供内容の検討等に活用するという形を考えております。

まず、1点目ですが、下の表の左側、正しい理解の促進に向けた効果的な普及啓発でございますが、調査結果について、まず、ひきこもりの状態について、否定的に捉えている層や共感できない層が一定数存在するというのが結果として分かりました。具体的には、参考のひきこもり状態への印象という項目のところで、ひきこもり状態に関する印象は「誰にでも起こりうる」、「ストレスから身を守っている」、「他人事ではない」という順で多数を占めるなど、一定の正しい理解と共感を得ているというふうに結果として見込まれます。その一方で、「病気や障害である」、「甘えている」、「働かないことが問題」など、否定的に捉えている層も一定数ありました。その内容を分析しますと、「甘えている」の回答につきましては、性・年齢別でいうと、男性30代、男性50代、職業別で見ると、経営・管理職層で2割を超えているという形になっております。また、「働かないことが問題」というふうに回答している層は、男性30代で2割を超えているという結果が出ました。

ひきこもり状態への共感の項目ですけれども、社会との関わり合いを避けて家や自室にこもる人の気持ち「分かる」、「どちらかといえば分かる」を合わせた「分かる」の合計が6割を超えている一方で、「分からない」というふうに御回答しているのが、男女ともに年齢が上がるにつれて割合が高くなっているという傾向にあります。また、「分かる」とお答えをしている性・年齢別で見ると、男女18から29、男性30、職業別に言うと、学生がそれぞれ7割を超えている一方、「分からない」というふうにお答えになっている職業別の層は、経営・管理職層で4割半ば、無職、主婦・主夫層で4割を超えて多くなっているという結果が出ております。

一番最初に戻ります。中段、課題になりますが、この調査結果を踏まえまして、課題として我々は、当事者・家族を孤立させず、安心してサポートを求めることができるようにするためには、当事者・家族を含めた社会全体に対して正しい理解の促進に向けた普及啓発が引き続き必要である。

もう一点目としましては、普及啓発に当たっては、ターゲット層を踏まえた広報媒体を選択するとともに、ニーズに応じた広報内容を検討するなど、効果的な情報発信が求められているというふうに課題として認識をしております。

これを踏まえまして、一番下、方向性として、広報内容・手段、ターゲット層を踏まえて、講演会や啓発動画の配信、パンフレット、ポスター、ステッカー等により効果的に広報していくという方向性を考えております。

具体的な中身について御説明をします。次のページになります。今申し上げた、当事者、家族が地域から孤立せず、安心してサポートを求めることができるよう正しい理解の促進に向けた普及啓発や情報発信を効果的に行っていく取組として、5点明示をしております。

一つ目の動画の配信になります。正しい理解の普及に向けた動画、内容を動画として作成をして、様々な媒体で発信をします。ターゲット層も設定をした上で配信できるよう検討していきたいと考えております。2点目として、若年層、学生や働く世代を意識して、YouTube、Instagram、トレインチャンネル等の媒体を選定して実施していきたいというふうに考えております。

二つ目の新聞広告でございますが、正しい理解の普及に向けた分かりやすい内容とした上で、中高年層を意識しつつ、経営・管理者層へのリーチを効果的にできる新聞媒体を選択していくことを考えていきたいと思っております。

三つ目、ポスター、ステッカーの掲出ですが、これも同じく、正しい理解を普及していくために、分かりやすい内容とするとともに、当事者等が比較的にしやすい場所等を設定して、図書館、薬局、新聞、そのほかの一般の方等も目に触れやすい場所として駅、鉄道車両等への掲出を検討していきたいと考えております。

四つ目として、講演会の実施ですが、ひきこもり状態にある背景や要因、当事者や家族の心境等を交えた内容の講演を実施していく。また、より多くの方に見ていただくためにオンデマンドで視聴していただけるようオンラインによる配信を実施していくという方向性を考えております。

最後、一番下ですが、パンフレットの配布として、ひきこもりに係る基礎知識、当事者・家族の心情等をまとめたパンフレットを作成しておりますので、それを引き続き配布して、相談先として家族の重要性について改めて周知をしていきたいと考えております。

一つ前に戻りまして、右側にあります相談窓口、支援団体等の効果的な情報発信につきまして、調査結果では、ひきこもりに係る相談窓口や関係機関、支援団体等について、

あまり認知されていないという結果が出ました。

あと、8 ページ目になります。ひきこもり相談窓口やサポート団体の認知度ですが、都民が知っている相談窓口・団体は、区市町村のひきこもり支援窓口、医療機関、民生・児童委員、ひきこもりサポートネットというふうな順になっておりますが、いずれも1割を超える程度。一方で、知っている窓口・団体等はないとする回答は5割超と多い結果となっております。また、NPO法人などの民間団体や家族会、当事者団体の認知度は1割を下回っている結果となりました。

内容別に見ると、知っている窓口・団体はないという回答をしている方たちの性・年齢別で見ると、男性40代が7割、職業別で経営・管理職層、学生で7割近くという結果になっております。

1 ページ目に戻りまして、これを踏まえた課題といたしましては、中段になりますけれども、当事者・家族等が、必要な時に必要なサポートを受けるためには、区市町村や都の相談窓口のほか、民間の支援団体等の活動内容等を広く周知しておくことが必要。また、周知に当たっては、問合せ先やサポート内容等を分かりやすくするとともに、インターネット広告等を活用して相談窓口等を案内するなど、効果的な情報発信が求められているというふうに考えております。

インターネット広告等につきましては、この9 ページ目、ひきこもりへの理解を深めるための効果的な広報媒体という設問に対して、効果的と思う広報媒体としてはテレビに次いで、インターネット広告、交通広告、新聞雑誌、広報誌等の順番になっている結果でした。インターネット広告が効果的であると回答した層は男女とも、18から29歳で8割を超えている。また、職業別に見ると学生が8割を超えて、管理職層等を含む勤めの合計も6割半ばとなっていることから、若年層や働く世代に対して、インターネット広告は有効な手段というふうに考えられると思っております。

また、新聞、雑誌が効果的との回答は、年齢が上がるにつれて高い傾向にあり、交通広告は販売・サービス業などの働く世代や学生で高い数値だった結果でございます。

1 ページに戻りまして、こういったところを踏まえまして一番下、方向性ですが、分かりやすい情報を集約したリーフレットの配布やインターネット広告の表示・誘導等により、効果的に広報していくという方向で考えていきたいと考えております。

具体的な中身につきましては、当事者や家族等が必要な時に必要なサポートが受けられるよう、区市町村や都の相談窓口のほか、民間支援団体等の活動内容などを効果的に周知していくという方向性で、以下の5点について考えていきたいと思います。

まず、リーフレットの配布になりますが、従前も作っておりますが、引き続き都及び全区市町村の相談窓口、関係機関民間支援団体等の情報を集約して配布をし、広報していきたいと考えております。

都と協定を締結している団体（連携団体）の連絡先や活動内容等について、わかりやすく掲載をしていきたいと考えております。一番最初に6年度の実組でホームページ等

の内容についてより詳細にホームページ等で掲載をするという形で御報告させていただきましたが、リーフレットにつきましても、連携団体の取組内容について、従来よりも詳細に記載をし、広報していきたいというふうに考えております。

2点目のディスプレイ広告の配信でございますが、Y a h o o !やX（旧T w i t t e r）などにディスプレイ広告を表示して、そこをクリックすることで、相談窓口等の情報を周知できるような工夫をしていきたいと考えております。ディスプレイ広告の表示につきましては、特にひきこもりに関心がある層にアプローチできる設定も検討していきたいと。具体的には、ひきこもりというキーワードで検索した人をターゲットにするような設定等もできるようですので、そういったところも工夫をしていきたいというふうに考えております。

3点目の社会参加等応援事業による情報発信につきましては、当事者等の支援について選択肢を広げるため、民間団体等の開拓、情報発信を今年度も引き続き実施をしたいと考えております。

また、合同説明相談会において、御参加いただける連携団体等に説明をしていただくような機会を設けまして、サポート内容等についてより都民の方に周知を図っていききたいというふうに思っております。

4番目、広報誌への掲載ですが、やはり依然として紙媒体等で情報を収集している年齢層等もございますので、「広報東京都」等の広報誌等に相談方法等の掲載を引き続き行っていくとともに、区報や市報などの自治体広報誌への相談窓口の掲載についても促進を都としても図っていききたいというふうに考えております。

一番下、新聞広告、ポスター掲出等につきましては、先ほど1点目のほうでも言及させていただきましたが、正しい理解の普及とともに相談窓口をわかりやすく案内できるように工夫するとともに、QRコードを使って相談窓口の情報を誘導できるような形を考えていきたいというふうに思っております。

資料6につきましてはの説明は、以上になります。

○笠井会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの世論調査結果を踏まえた広報の方向性について、挙手をお願いします。いかがでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。幾つか意見をお伝えできればと思います。

まず、資料6の1ページ目から順番に行きたいと思うのですが、2ページ目の情報発信を効果的に行っていくというところですね、ここのポスター、ステッカーの貼り出しというところからまず、行きたいと思います。

こういったポスターとかステッカーを、できれば精神科の病院とか、メンタルクリニックとか、心療内科とか、内科といった病院に置いていただけないかと思うのですね。最近、メンタルクリニックに置いていただけるようになったところは、やはりそこで見

て、イベントや講演会に来たという方も出てきていますので、東京都の医師会などに、例えば、ちょっと相談をしてみるとか、いったような形で病院にも置いていただけたらなと思います。プラス、スーパーやコンビニというのは、やはり多くの方が利用するところですので、そういったところにも置いていただけるといいのではないかなと思いました。

それから、講演会の実施についてなんですけれども、これ昨年度は関水徹平さんがお話しされた、あれということで、認識で合っていますかね。

○山川生活支援担当課長 はい、そうです。

○林委員 そうですよね。はい、ありがとうございます。それを何人ぐらいの方が見て、実際どのような反応があったのかということも、もしできれば今日じゃなくてもいいので、教えていただけたらと思っています。

オンラインでやると多くの方が御覧になるというところは確かにそのとおりだと思うのですが、前もお話ししたかもしれませんが、やはりリアルでやることによって、その講演会をきっかけに外に出てきたり、その講演会の場で、この東京都の取組のリーフレットですとか、各団体のパンフレット、チラシなどを受け取るということができるとことを考えても、リアルでの開催というのもぜひ御検討いただきたいなと思っています。

プラス、講師の人がただ一人でしゃべるという形ではなくて、今回の調査結果の参考資料の一番最後のところに、自身がひきこもりへの関心と理解を深めるためにどのような広報が効果的だと思いますか、という問いに対して、数値が高かったのが、ひきこもりの状態になる背景や要因と当事者や家族の実際の生活や心境というのが高くなっていますよね。ということは、ひきこもりについてよく分からない、まずは知りたいということなのかなとも思います。逆に言えば知らないからこそ、誤解をしたりバッシングをしたりということもあるのかなと思いました。ですので、やはり講演会については、当事者の方が複数出る形のシンポジウムですとか、対談とか、鼎談といったような形もあり得るのかなと思いますので、ぜひそういったものもちょっと御検討いただけたらと思いました。

それから、次のページのリーフレットの配布についてなんですけれども、まず1点目としては、デザインをどういうふうにするのかというところは、やはりとても重要だと思っています。新聞広告、ポスターの掲出ですかね、の一番下にあるこのカタツムリのマークのデザインもありますけれども、これも優しい感じでいいとは思いますが、手に取ってもらうためには、もうちょっと、何というのでしょうか、あまり福祉的な匂いがしないというのですかね、もうちょっとおしゃれだったり、格好いいというような、さすが東京都と思われるようなデザインのものにしたいんじゃないかなと思うんですね。それは、そのほうが当事者の人が手に取りやすいというのが1点、それから配布をするということを考えたときに、おしゃれなデザインだと、ひきこもりに関わる場

所だけではなくて、例えば、商店とか、お店であつたりとか、いろんなところがこれだったら置いてもいいですよと結構言ってくれたりするんですよね。ですから、あらゆるところに置いてもらえるためにも、まずデザインというところはしっかり考えたほうが私はいいんじゃないかなと思っています。

ここの配布とあるのですが、これは多分、自治体の相談窓口の受付とか、図書館とか、そういったところだと思うのですが、そこに幾ら置いても、やはり、御本人や家族に届くかどうか、結構厳しい気がするんですよね。当事者、御家族も果たして何割がそういうところに行くのかということを考えると、先ほども言いましたようにクリニックとかスーパー、コンビニ、もちろん薬局とか、駅ももちろんですが、直接ひきこもりに関わらないようなところにも置いてもらうためにどうしたらいいかということも、デザインを含めて考えてもいいのではないかなと思いました。

それと、活動内容などを分かりやすく掲載と書いてあって、これは本当に大事なところだなと思いました。

ただ、この分かりやすくというものの中身だと思うんです。当事者の人が本当に欲しいと思っている情報が、実はそのリーフレットの中にないというようなことも割とよくあつたりしますので、どんな情報があれば、それを見たときに行ってみようと思えるのかというところはとても大事だと思いますので、この分かりやすくというのは、何をどう分かりやすくするのかというのは当事者の人たちに聞く機会があつたほうがいいのかもしいかなと思いました。

それから、この調査結果の中で、これは意見ではないのですが、一つちょっと思ったのが、ひきこもり状態の共感の部分で、「分かる」、「どちらかといえば分かる」というふうに答えたのが多かったのが、男性の30代で7割を超えているのかな、多かったというふうに出ているのですが、一方で、この男性の30代で、「甘えている」、「怠けている」と思っている数値も高かつたと思うんですよね。ということは、これ、やはり働いている人でも自分もしんどいのに、しんどい思いをして頑張っているのに何だよというような思いもあるのかなというようなことを思いました。

ですから、ひきこもっている人というだけではなく、もしかしたら働いていてもいろんな生きづらさを抱えている人たちというようなことも、何かイメージの中にあつてもいいのかなというのは、これは感じたことですが、になります。

以上です。ありがとうございました。

○笠井会長 林さん貴重な御意見、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。事務局から。どうぞ。

○山川生活支援担当課長 林先生、どうもありがとうございました。

まず1点目のポスターについてですが、すみません。あまり我々がアピールとか、御説明が足らなかったもので、昨年度、全医療機関に、ポスターを全部お送りさせていただいて、掲出をお願いしているところで、そこからいろいろ反応がある医療機関等もあ

って、我々も今後、またそういった実績を踏まえてまた考えていきたいというふうに思っております。

それと、今のリーフレットや講演会等につきましては、いただいた御意見を踏まえましてまた、今年度できるところからやったり、来年度の取組に向けて検討の課題とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

○笠井会長 ありがとうございます。

上田委員、どうぞ、御発言をお願いします。

○上田委員 ありがとうございます。今、林委員からもお話がありました、本当に効果的に届く広報、これは、やっぱり待ったなしの状態支援を必要としている御家族にとって本当に届いてほしいと思います。今回の世論調査の結果で、私が象徴的に感じましたのは、やはり30代の働き盛りの方にとって、働くべきだとか甘えているという偏見は、どうしても起こるというふうには感じています。実は、家族会で、先ほどの引き出し業者とつながりますが、兄弟姉妹の会で、とにかく働いてほしい、引き出してほしいという本音は、よく聞かれます。ごきょうだいの皆さんで、社会に出て働いている方ばかりというお立場でもありますので、そのごきょうだいから御両親が説得されて、そういったビジネスに依頼を検討してしまうということは、家族会ではよく聞く話です。ただそれを、決断をするかどうかの最後の一步のところだとどまるという。なぜならば、御本人はどんな思いでひきこもっているのかということ、やはり理解する時間、そして家族も冷静に、自分の気持ちをやはり受け止めてもらう時間があるからなんですね。それが家族会であり、兄弟姉妹の会です。自分の気持ちを受け止めてもらうための場があるという広報と、東京都のひきこもりサポートネットのホームページにも、御家族、ごきょうだいの方へのページというのがあります。ここに一文、付け加えていただきたい文言として、例えば「御家族の皆様、本当にしんどい中、ご本人を何とかしたい、ひきこもりから脱してほしいという思いがあるかもしれませんが、ちょっと待ってください。御本人の同意なく引き出す支援は人権侵害です」という一文を例えば入れていただくなど検討をお願いしたいと思います。なぜならば、インターネットを使った情報収集が、テレビに次いで多いですね。確かに紙もちろん家族は読むのですけれども、御兄弟の方の大半はインターネットで調べています。まだまだひきこもりのことを知らない方は、やっぱり無理やりにでも外に連れ出そうとしてしまうことがある。もちろん理解が進んできてはいますけれども切羽詰まった方には届かないこともある。なので、この危機感を、私は、ぜひ協議会の皆さんと共有をして、ホームページは更新できますので、ぜひ一文を加えるようなところをお願いしたいです。事務局の皆様も御意向を伺いたいところです。

本当に、これは待ったなしのところになるかと思いますが、お辛いときは、こういうところに御相談くださいというふうに、相談のほうにつなげていただくなど、あとは広報啓発動画を、やはり短くても、その動画の中に一文加えていただくなども検討いた

だけたらと思います。

以上、終わります。

○笠井会長 ありがとうございます。

八王子市の方、いかがですか。

○中村委員 八王子市の地域包括子安の中村でございます。今年度もよろしく願いいたします。私も上田委員や林委員のお話を伺って、本当にそれに同意というところですが、30代の男性の方がやはり自分自身の生きづらさを抱えている可能性があるということについて気になりました。焦る当事者、とても焦っている方が居場所にいらっしゃっているということを私も一緒にお話をそばで伺いながら、実感しているところです。いざ働きたいと思ったときに、自分に合う就労先は見つかるのかどうか。居場所が自分に合う、合わないがあるのと同様に就労を進めてもらうその場所の相性とか、就労支援事業所が今たくさんあちこちにあっても、何かどこがよくて、どこがよくないのか、自分に合うのか、合わないのかという選択ができるような情報がすぐ手に届くことが必要です。情報を得る場として居場所は大切ですが、当事者が運営する場合に運営する当事者が、急に半年間来ていた人が来なくなって、不安になるというお話も聞きますので、併せてサポート体制が必要です。

焦る当事者の思いについて、いざ働きたいというときに、福祉就労では工賃が非常に低く、差別的な扱いを受けるのではないかと感じているという方の話も聞きますので、一般的な働く場の経営者とか、管理者のクラスの人たちが、理解したいとは思っているけど、現状、背景とかそういうものが理解できていないと思われる層を含め、本当にたくさんの人に周知することは大事だと思います。認知症とか高齢者の見守りに関しては、いろんな事業所と協定を結んでいます。コンビニエンスストアも、スーパーも、行政機関だけではなくて、いろんな団体とか、企業とか、そういうところとの協定を結んでいきながら、例えば、コンタクトカードのようなものを設置してみたりとか、リーフレットも林委員がおっしゃるみたいに、ちょっとスタイリッシュで格好いいものを置いてみて、これだったら手に取ってみたいと思わせるようなものを作って、それも当事者の声から作って見て、設置ができるように環境を整えていくということも必要ではないかなと思います。

それからY o u T u b eでの発信とか、X（旧T w i t t e r）での発信が、非常に重要であると思っていますし、当事者に届く媒体を使っていくという点では、X（旧T w i t t e r）とY o u T u b eは非常に効果的なのではないかと思いました。

意見です。どうもありがとうございました。

○笠井会長 貴重な御意見、ありがとうございます。

続きまして井利委員からお願いいたします。

○井利委員 ありがとうございます。青少年健康センター茗荷谷クラブの井利と申します。今年度もよろしく願いいたします。

私から二、三、意見というか、感想になっちゃうのですけれども、まずひきこもりへの認識というのがこういうことになっているのだなということが、数的に出てきて、このアンケートはとても意味があったかなと思うのですけれども、それを見るにつけ、やはり年代によって、かなり認識が違うのだなということが明らかになっていると思います。例えば、50代から70代は、相談するにしても対面とか電話がいいけれども、それ以下の方たちは、LINEとかX（旧Twitter）がいいといったようなところもありますし、そういったところがあるとなると、やはり一律に、例えば、パンフレットをやるということだと、もう少し年代によって、できるかどうか分からないのですけれども、年代によってターゲットを絞って、きちっとそれに関して、その方に合う文言を考えていかないと、やはり今のまま、例えば、50代、70代の方にとっては、なかなか届きにくいなという印象があります。なので、各年代によって多分引きつける言葉が違うということを意識しながら、やらなくちゃいけないなということと、それから内容についてなんですけれども、大体リーフレット、区のリーフレットとかとなると、うちの自治体ではこんなことをやっていますよといったようなことが、ばあっと書いてあって、自治体でこういうことをしてくれるのだということの、周知はいいとしても、例えば、その自治体に行かなくちゃいけないのかとか、それから自治体は大体9時5時でしか受け付けてくれない。その時間外に電話をしたいとか、その時間外に相談、本当はそっちの需要が大きいと私は思っているのですけれども、でも実際できないじゃないかといったようなところがあるので、その自治体というところも大事なのですけども、やっぱり東京都全体で、こういった民間、NPOもあるしという、それから、もしあれでしたら、先ほど八王子の方がおっしゃってくれたように、地域ごとの、もっと広域な、ちょっと隣の地域に行けばこういうことがやれる、自分の地域は行きにくいという方もたくさんいらっしゃると思うので、そういった他地域のとか、他自治体のリソースというのがあるんだよと、そこへも紹介できるよといったような、もっと広い感じでないと、中々まだまだ自分の住んでいる地域で何とかしてもらおうと思える方もいるけれども、そうでもない方もたくさんいらっしゃるなということを思いました。

それから、先ほどから話が出ている30代の男性でという方で、やはり私も、せっかく自分はこんなに一生懸命働いていると、自分だって生きづらいという方がたくさんいて、実際に仕事をしているからこういう茗荷谷クラブのところへ来ちゃいけないですか、実は仕事をしているけれども、本当に心情がひきこもりでつらいんですと。ただ自分の地域は行きたくないのですけれども、行っていいですかみたいな方もやっぱりたくさんいらっしゃるということを考えると、あるいは、今回のデータを見ていて、社会との関わりを避けて家とか、自室に籠る人の気持ちが分かるという方がたくさんいるという、本当に改めて、今の30代とか、20代の方たちが、物凄く生きづらさを感じているのだなということが、本当に如実に出てきたなというふうに思うので、そういったひきこもりということも大事なのですけども、もうちょっとこう、何というのか受入体制を広げた

ような、そういったパンフレットが必要かなというふうには思いました。

今、いろいろやってみて、自治体に相談に来る方が具体的に何とかしてほしい、例えば、障害があって、医院につながっているのだけど、医者とうまくいっていないとか、あるいは、なかなか病院につながれないとか、あるいは生活困窮があるとか、そういった具体的な相談の方が結構広くたくさん来てくださっていて、そうではなくって、物凄く生きづらさを抱えながら悩んでいて、といったような、何でしょうね、従来のひきこもりという言い方はおかしいかもしれないのですが、そういう方が逆に来にくくなっているような、何かそんな印象をちょっと受けているので、そののどこをどうしたらいいかなというようなことを思っています。

それから、もう一つは、相談するのは家族というのがほとんどで、これを見ている限りでも、本当に家族にみんな相談せざるを得ないということだと思えます。家族に相談するしかないから相談している。そして家族の負担はどんどん、どんどん増えている。というような構図が見えてきているということを思うに、やはりその家族じゃなくて、ほかにもちゃんと相談する窓口があるんだよと、それも広域で多くのそういう方たちを受け入れる、そういう窓口があるんだよというようなところは、分かるような内容にしていなければなというふうに思いました。

あまりちょっと具体的でなくて申し訳ないのですが、そんな感想です。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○笠井会長 どうもありがとうございます。

それでは、まず、森委員からと、その次に国分寺市の方に御意見いただきたいと思います。また次の議題もあるものですから、あと二人に御意見いただきたいと思います。

じゃあ、森委員、どうぞ。

○森委員 はい、恐縮です。ありがとうございます。東京都社会福祉協議会の森です。

資料6のところで、今回、広報の方向性を大きく二つに分けてくださったのはすごく分かりやすいなと思っております。その二つというのが正しい理解を促進していくということと、相談窓口を周知することになっていますが、相談窓口を周知するというのが、やはりほかのいろんな分野でも相談に至るまでがすごくとても大変ということがあって、相談窓口があるだけでは、なかなか相談に行ってくれないということがあると思います。そのため、正しい理解を広げることが当事者、家族の方にとって安心して、そういった相談やサポートに向かえると思います。

そういった視点で、調査結果の参考資料の方を拝見していても、身近に当事者がいる、いないの違いでの設問の回答の違いがあり、そこでは、やはりひきこもりという状態のイメージのところで、「人に言いづらい」「つらい経験がある」という数字のところが、身近にいない方という方とで違いがあるかなと思っています。

そうしたことから、やはりなかなか言いづらいなこととか、つらい経験があるということの認識も含めて、正しい理解を深めて、相談してもいいんだよという雰囲気

をつくっていくような理解の進め方が大事ななと思っています。

カタツムリのイラストでも、「つらいときには…」というメッセージになっていますが、世論調査ではつらい経験があるというイメージの理解が低くなっているのです、そういったことが大事になっていると思いました。ありがとうございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

続きまして、国分寺市の方をお願いいたします。

○玉井委員 媒体のことで1件お願いいたします。窓口の周知のところで、リーフレットの配布があるのですけれども、もう既に御検討されていれば結構なのですが、東京都さんの取組ですと、東京ウィメンズプラザが出している名刺サイズのパンフレットがあるのですけれども、非常にそれが使いやすく、当市ですと公共施設のトイレに置いたり、市内の商業施設に置いていただいています、チラシよりもサイズが小さいということと、QRコードで情報を読み取ることで様々な情報がそこで見られるということで、かなりはけていくというような状況があって、手に取りやすい媒体として、そういったものが御検討いただければと思います。

以上です。

○笠井会長 貴重な御示唆、ありがとうございます。

それでは、お時間の関係もありまして、次の議事に入らせていただきたいと思います。

3点目が、ひきこもりに係る支援の取組について、東京都教育庁のユースソーシャルワーカーである浜野委員から御発表いただきたいと思います。

それでは、浜野委員、よろしくお願いいたします。

○浜野委員 昨年度から委員をやらせていただいております浜野と申します。よろしくお願いいたします。

お時間をいただきまして、私が属する「都立学校自立支援チーム」の派遣事業について、今日は簡単に御説明したいと思います。

自立支援チーム派遣事業なのですけれども、目的はそこに書いてあるとおり、都立学校なのですが、主に都立高校です。高校生を対象にして、不登校、中途退学の防止ですとか、福祉や就労に関することなどで生徒の社会的、職業的自立を促進するという目的で、平成28年度に施策化されました。今年度は9年目になります。

実際に派遣されるメンバーのことを、ユースソーシャルワーカーと言います。私もその一人ですけれども、「ユースワーカー」と「ソーシャルワーカー」と両方の意味を兼ねるということで、東京都の場合はユースソーシャルワーカーと名づけております。私たちは、大体50人余りいるのですけれども、会計年度職員で、資格としてはそこに書いてあるような福祉とか、心理とか、就労の専門職ということになります。

では、次のスライドをお願いします。

実際の派遣形態ですけれども、2種類ありまして、都立学校が大体180校ぐらいいはありますけれども、そのうち40校50課程ぐらいいですね、大体継続的に週何曜日には誰

が来ますというふうな形で、要請があってもなくても定期的に訪問する学校があります。それ以外の全ての都立学校において、こういう困難を抱えた生徒がいる。全ての学校にスクールカウンセラーさんが配置されているのですが、スクールカウンセラーではなくて、ユースソーシャルワーカーの支援が必要だということで要請を受ければどの学校にも向かいます。その2形態で派遣をされております。

これが、全体を網羅しているのですが、小さくて見にくいと思うんですが、私たちの支援の概要の全体図になります。さっき申し上げた目標が、一番下にある黄色い都立高校生の社会的・職業的自立ということで、その中で、真ん中の水色が自立支援チームです。私たちだけではなくて、左側の学校経営支援センター、教育庁などの教育行政機関、それから、下の緑色が都立学校、主に高校ですが、高校。それから高校の右側にちょっと小さく、緑の中にあるんですけど、卒業・中退後も引き続き必要な場合は支援を継続する。生徒でなくなったからさようならではなくて、中退・卒業後も必要に応じて支援を続けますということがあります。

それから、右上のピンクのところは地域連携ですので、福祉ですとか、就労ですとか、地域のネットワークとの連携も行っています。

それから、後から詳しく触れますけれども、右下の水色のところの「学びのセーフティネット事業」というのも後で触れますが、そこでの連携がありまして、様々なネットワークで高校生の自立をサポートしていくという事業になっております。

特に地域の社会資源の開拓とネットワークというところですが、18歳というのは、児童福祉の一つの切れ目というか、境目になりますので、例えば、定時制ですとか、通信制とか、単位制の高校ですと、18を超えて支援を続けるということもありますが、18までは児童福祉関係との連携があります。あとは、御家庭も含めて生活困窮ですとか、あとは外国籍の生徒さん、あと障害ですね。今、発達障害ですとか、知的障害のグレーゾーンの生徒さんが、高校にもたくさん入ってこられています。特別支援学校を落ちて普通の高校に入るという方も大変多くいらっしゃいますので、いろいろな地域や支援機関とネットワークをつくって支援していくことをやっております。

その赤で書いてあるところですが、東京都内には児童自立支援施設が2か所あり、高校入学前から、その児童自立支援施設にいらっしゃる生徒さんで、御本人と保護者の方が承諾された場合は、入学前から支援する。もちろん高校に合格した後ですが、という連携もしております。

自立支援チームのユースソーシャルワーカーの具体的な取組ですが、まずは、やはり私たち、学校に入って先生方と協力して、生徒さんを見ていくので、主には不登校中退、中途退学の未然防止、それから、2番目の在校生への支援、本当に軽い相談があるんですね。クラスメイトとうまくいかないとか、進路が決められないとか、そういう何か、そんなに深刻でない相談も含めて、在校生の方の支援、それから、3番目としては、生徒さんや御家族が抱える課題への福祉的な支援、場合によっては、医療ですと

か、生活困窮とか、様々なことがありますので、ケース会議などにも参加したりはしています。

それから、さきほど申し上げた4番目ですけれども、学校を中途退学した生徒、卒業した場合も含めてですけれども、進路が決まらないとか、もう一回高校に入りたいとか、高卒認定試験で高卒の資格を取りたいとか、様々な高校中退後、卒業後の進路未決定者への支援も実施しております。

具体例を御紹介したいと思います。個人情報絡むことですので、実際の事実は多少改変を加えております。

事例1としては、医療との連携ということで、昼夜逆転によりひきこもりになって長期にわたって不登校になったケースです。この長期にわたっての不登校について言うと、その高校の校種によって全日制の場合ですと、その学年の終わりに、どうするかを決めなければいけないということがあるのですが、単位制ですとか、通信制ですとか、定時制の場合は、例えば1年間丸々不登校、2年間丸々不登校でも在籍ができるという学校もありますので、そういう生徒さんに対しては、多少不登校期間があっても継続した支援が可能であるということです。この生徒さんの場合は、最初担任の先生が非常に熱心で家庭訪問していたのですけれども、それにユースソーシャルワーカーも同行するようになって、その中で御本人のほうから、自分はちょっと精神科を受診したいんだというふうな御希望が聞かれまして、不安が強いことと、保護者の足が不自由なために、担任の先生やユースソーシャルワーカーが精神科に通院同行する中で、だんだん安定してきて、結局6年かけて高校を卒業できました。なかなか就労等はやらないのですが、今は保護者と分かれてグループホームに入って病院のデイケアに通っているという方です。

それから事例の2ですけれども、SNSトラブルで長期にわたって欠席が続いてしまった生徒さんです。この場合もまずは面談をして信頼関係をつくっていく中で、家庭の中にも問題が、保護者との関係もあるということが分かり、学校外の場所で面談を繰り返し、学校内の体制も整えて学校に再び登校できるようになったというケースです。スクールカウンセラーさんの場合は校内でしか面談ができないのですけれども、ユースソーシャルワーカーの場合は、通院同行するなど、アウトリーチが可能なので、それが生かされた例かなというふうに思います。

引き続いて事例3ですけれども、この後「学びのセーフティネット」について御説明しますが、そこと連携したケースです。ずっと不登校のまま単位が取れずに、結局高校は退学してしまうことになったのですけれども、ただ、御本人の体調がだんだん治療の中で改善していく中で、やはり勉強はしたいという意思が確認されたため、学びのセーフティネットに最初是一緒に行ってあげて、こういうところがあるよと紹介したら、御本人が週1回ぐらい通えるようになりました。高卒認定の勉強を少しずつ始められるよ

うになったという。まだコンプリートしていないのですけれども、そういう勉強を始めたというふうな事例もあります。

事例の4も、やはりその「学びのセーフティネット」を委託されているNPOさんとの連携です。通信制高校というのは、都立の場合、週に1回だけ登校があるので、その週1回の登校日に、もちろん先生たちが授業するのですが、NPOも別室に陣取ってというか、そういう部屋を持っいろいろな補習や面談をしています。そこにユースソーシャルワーカーも校内をうろうろしたり、その部屋にいたりして、校内の居場所をつくって連携しているというふうな例です。そういうことを始めるようになって、レポートの提出率も向上し、単位取得ですとか、通信制の卒業率が上がったというふうに聞いております。

事例の3と4ですね。あと、最初概念図のピンクの部分だったところですが、この事業は私たちのユースソーシャルワーカー派遣事業とほぼ同時期に始まった東京都の施策です。NPOと連携して、高校に行きたいけれども行けないとか高校をやめてしまったという生徒さんに対して、オンラインを使ったり居場所的なものを使ったり、通信制高校に出張したりというふうな形で高校卒業を目指すという「学びのセーフティネット事業」を東京都の教育庁でやっています。私自身はユースソーシャルワーカーなので、学びのセーフティネットのNPOのスタッフではないのですが、非常にあちこちで連携して、お互いにお世話になっているというふうな、何ていうか、協力をさせていただいています。その中で教室はなかなか行けないけれども、そういう小規模な居場所で家庭的な雰囲気、おやつも出るし、お兄さんやお姉さんや大学生がちょっと勉強を見たり話し相手をしたりボードゲームをしてくれたりするという中で徐々に元気を取り戻して、高校に復帰できる方もいらっしゃるし、高卒認定試験を受ける方もいらっしゃいます。さらにそこから就労の相談をして、アルバイトを始めるというふうの一つのステップとして非常に有効だと感じています。この事業は場所自体は都内に4か所ありまして、竹の塚と大森と、あと千川ですね。池袋の近くのほうです。あとは立川の4か所にあります。

ユースソーシャルワーカーの取組の成果としては、この制度が入る前でも本当に熱心な先生方が、すでに外部連携とかいろいろやっていましたし、スクールカウンセラーの先生方もいろんな相談はされていたと思うのですが、じゃあ、ユースソーシャルワーカーが入ってさらにどうなったかという、外部の他機関との連携や社会資源の利用がスムーズになった、それは福祉の専門職が入ったことの成果かなと思います。それから、個別的な支援ですとか、従来の学校ではしないような支援を私たちが入って行うことで、「こういう機関があったのか」とか、「こういうことができるのか」ということで、先生方の見方も広がったのではないかなと思います。

それから3番目としては、先ほどから申し上げているように、生徒でなくなったから

さようならということではなく、卒業・中退後もおおむね2年間で適切な支援機関への引継ぎをしたり、引き続きサポートしたりというふうなことがあって、やはりそれが無い状態に比べれば、就労や復学のチャンスというものを生かせるんじゃないかなというふうに私自身も実感しております。

最後のスライドですが、私たちのスローガンというか、原則ですけれども、生徒さんとまず出会っていく、そして支えていく、そしていろいろな社会資源とつなげていく、このような言葉を大切に支援を重ねております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○笠井会長 どうも浜野委員、御説明ありがとうございました。

それでは、18時50分ぐらいまで意見交換できればと思います。いかがでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 すみません、ありがとうございます。ちょっとさっき1点だけ言い忘れたので、その話でもいいですか。

○笠井会長 いいですよ。はい、どうぞ。

○林委員 ごめんなさい、広報についてなんですけど、前も一度私がお話したかもしれないのですが、ひきこもりについての例えば理解促進週間みたいな、ひきこもり週間というのをぜひつくっていただきたいなと思っています。現在、男女共同参画週間ですよ、今週1週間って。そういうのがあると、やっぱりパネル展示をしたりとか、図書館が関連する本を並べてくれるとか、すごく広報としての威力とっていいと思うんですけど、力もあると思いますし、ぜひそうしたものについても今後、御検討いただければと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○笠井会長 林様、ありがとうございます。事務局のほうで御検討をお願いいたします。

いかがでしょうか。ユースソーシャルワーカーの取組。

八王子市の遠藤様、どうぞ。

○遠藤委員 八王子の遠藤です。

申し訳ございません。今の広報に関するお話のちょっと関連なのですが、先ほど御家族、当事者の方への広報というところとはちょっと話がずれるかなと思ひまして、ここで発言させていただきます。

御家族、当事者の方への広報の重要性はもう先ほどいろんな御意見があったとおりで、すごく重要性はあるのですが、実はそれと同じように重要なのが、支援者への広報、情報というのが、やっぱり私たちが現場にいてまだまだ足りないというところがあります。そういう意味で、ちょっと冒頭のそういう研修の機会というところと同じかもしれないのですが、支援者にとって、やっぱり他の区市さんのほうでどういう取組をしていて効果があったかなどに関して知りたいという思いはあります。ただ、そう

いう機会がなかなかないというところが今現状だと思います。

先ほど就労支援の入り口となるそういう訓練とか、そういう話もちよっとありましたけれども、実は生活困窮者の自立支援のほうでは、就労訓練事業ということで、中核市の八王子で22事業所、八王子以外の都内では東京都さんのほうで認定されているのが118事業所、それと、それとはまた別に東京都社会福祉協議会さんのほうで、はたらくサポートとうきょうということで、やはりお仕事の体験、訓練などをする事業者さんがやはり87事業所、これはかなり重複はしておりますけれども、認定されていらっしゃいます。ただ、残念ながらなかなか活用が進んでいない。せっかく登録をさせていただいてもなかなか参加をする機会がないというところで考えると、もともとひきこもりの方がそういうお仕事に対してのお気持ちが強くなったときにはすごく有効に活用できる事業所がなかなか活用されていないという状況もあります。その中では、ひきこもりの方の支援をされている関係者の皆様にも、そういう情報が行き渡ることによって、もっともっと活用も進んでいくのではないかな。そういう意味では、何かしらの、例えばひきこもりのサポートネットさんのほうで、ニューズレターなどで関係者に広報していただくとかというところも御検討をいただければと思います。

以上です。

○笠井会長 ありがとうございます。

続きまして、上田委員からどうぞ。

○上田委員 今、ユースソーシャルワーカーの御発表、ありがとうございました。すごく学ばせていただいたといいますか、八王子の遠藤さんからもお話があったように、私たちはやっぱり情報をまだまだ知らないことが非常に多いなという、当家族会も情報を本当に頼りにしておりますけれども、たくさん資源がある中で、やっぱりどうやって出会う、支えてつながっていくかということ、これは都立高校の事例でしたけれども、非常にヒントとなるものがたくさんあったと思いました。

そこでちょっと御質問をさせていただきたいのですが、この事例の2なのですが、保護者との関わり方の改善ができたというのを、これは御本人、この生徒さんへの関わりとともに御家族にも何らかの関わりがあって改善ができたのか、御本人の関わりだけで改善が見られるのか、御家族へも何らかのサポートがあったのかというところはちょっと聞いてみたいところです。

あともう一点、最後にすみません。これは東京都の事務局の皆様にもちょっと御要望なのですが、こちらの連携団体一覧の詳細に今年度、家族会もたくさん居場所の情報も載せさせていただきました。先ほど広域のお話は毎回協議会でも出ると思うのですが、自分が住んでいる居住地以外でも使えるのかどうか。あとは年代とか、情報として検索すれば多分いろいろ出てくるのでしょうか。今後、東京都として、連携団体の詳細についてどんなふうにホームページに載るのかなというところはちょっとお聞きしておきたいところでした。

以上になります。

○笠井会長 まず浜野さん、お答えはありますか。

○浜野委員 はい、御質問ありがとうございます。実は今回そのひきこもりに関わるケースでユースソーシャルワーカーが関わったケースをピックアップしてくれという御要望があったので、私の同僚にも声をかけて幾つか事例を出していただいて、実は事例の2と4は同僚から聞いたものなんですね、申し訳ないのですけれども。なので、事例1と3は実際に私が関わったのですけれども、2に関しては同僚から聞いたケースですので、保護者との具体的な関わりというものは、このケースの場合どうであったかというのは申し訳ないのですけれども分からないのですが、ただ、一般的に保護者の方とお子さんというか生徒さんとコミュニケーションがうまくいかなかったり感情的に何かあるというときは、ケース・バイ・ケースですね、私たちが保護者とお話する場合もあるし、スクールカウンセラーの方がそこはやってくださる場合もあるし、あとはその外部の児童相談所ですとか、子供家庭支援センターの担当者の方がそこをやってくださる場合もあるので、本当にその親子で誰が関わるのが一番いいのかというのはケース・バイ・ケースです。ただ、結構お母様とかお父様と面談させていただくことも実際には非常に多いです。お答えにちょっとピンポイントになっていませんけれども、一般的にはそういう形です。

○上田委員 はい、ありがとうございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

あともう一つの上田さんからの御質問、事務局、いかがですか。

○山川生活支援担当課長 ホームページ上でどういう表示をするかというのは今お手元に配っているものがホームページで見られるような形を考えているところです。基本的には連携団体と協定を結ぶ際に、厳密に地域の住民の方だけを対象にしないでくださいとかという、そういうお願いは特にしていないのですけれども、基本的には広域的に活動していただいているというふうに考えているので、特段明示をしないで表示をさせていただいているという形です。

○上田委員 はい、ありがとうございます。そうすると、居住地以外の方も御利用いただけますというような文言は入れていないということですね。まあ、でも御紹介するときはそういう形で御紹介していけば大丈夫ということでございますね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

それでは、徳丸委員から御意見をお願いいたします。

○徳丸委員 立正大学心理学部の徳丸です。

ユースソーシャルワーカーについての御発表、ありがとうございました。大変有意義な事業だと感じました。

まず、教えていただきたいことは、この事業を何人で、都内を地域割りして、どんな

ふうに展開しているのかということをもう少し教えていただきたいと思ったところです。

この事業はひきこもりになることを防ぐ、予防的な役割もあらうと思いましたが、様々セーフティネット事業やひきこもりの支援の情報なども必要な方には差し上げるといいのではないかと感じたところです。

感想と質問ということで、以上です。お願いします。

○浜野委員 はい、御質問ありがとうございます。

スライドの4枚目にありましたが、地域割りというのが学校経営支援センターというのが都内に、東部に2か所、中部に2か所、西部に2か所というふうになっていて、大体大まかに言うと東部、中部、西部というふうに都立学校が分かれて、都立高校は分かれているのですけれども、私たちはそれぞれ住んでいるところの居住区から通える学校ということで、例えば私が西部に住んでいたとして、西部の学校だけでもないんですね。西部から通える学校であれば中部の学校にも派遣されることがありますし、担当校が年度で変わることもありますし、割とそこはオーバーラップして動いています。あと、例えば御家庭の御事情で夜間の定時制には行けませんという方と、ユースソーシャルワーカーが夜間の定時制にも大丈夫ですという方でやっぱり変わってくるので、そこは五十数人を事務局の職員の方が学校の時間割を組むみたいに、いろいろな条件を基に組んでいるという。地域割りとしては行政の教育行政に合わせて東部2か所、中部2か所、西部2か所で大体の把握をしている。さっき申し上げたように学びのセーフティネットは、東部は広い学校も多いので2か所、中部に1か所、西部に1か所というふうになっております。地域割りは大体そうです。

あと、ひきこもりに関して予防的な役割というのは、やはりその学校の中に教員ではない大人がいる。私は結構大人でも年がいつているほうなのですけれども、ユースソーシャルワーカーの中には20代や30代の若者もいますので、そういうお兄さん、お姉さんのような人が割と居場所的な感じでフランクな関係で、軽い相談から、ちょっと軽い相談だと思っていたら信頼関係ができた「実は」というのでヤングケアラーだったとか、そういうふうに割と予防的なことで言うと居場所とかユースワークとか、そういう重い課題を抱える前の生徒と触れ合う機会をつくってくださっている学校もあるので、全ての学校ではないですけど、そういう意味で早期からの働きかけができています。そこもいろいろな学校があるので、それぞれの特色に応じて私たちも一生懸命やっているところではあって、一概には言えないのですけれども。

あと、そのひきこもりになりかけたときに、なりかけるというか私の経験で言うと、中学、小学校、特に中学校でひきこもり経験のあるお子さんは、高校でもひきこもりになりやすいですね。親御さんは「またなってしまった」みたいな言い方をされるのですけれども、やっぱりお子さんが自分の身を守る方法として、いじめとかトラブルがあると不登校になりがちということはあるので、そういう場合に、さっき申し上げたように全日制の学校の場合と単位制や定時制の学校の場合と、さあどうするかというのは

また学校によって違うのですけれども、私、今全日制の学校に行っているのですが、中には進級できないとなると通信制に転学する場合があります。そういうときに通信制にもユースソーシャルワーカーがいるので、「じゃあ、通信制のあなたの転学先のユースソーシャルワーカーにあなたのことをつないで、転校の後に声をかけてもらおうか」というと、大体の生徒が、「はい、お願いします」みたいな感じで答えます。誰かに声をかけてもらいたいという感じでバトンがうまく渡せる場合もあります。ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、そのようなことはやっております。

○徳丸委員 どうもありがとうございます。全員で何人いるのですか。

○浜野委員 60名近くおります。五十数名ですね。

○徳丸委員 分かりました。ありがとうございます。

○浜野委員 一人が1校を担当するのではなくて、一人が二、三校担当して、二、三人でチームを組んで複数で入っていることも多いので、例えば入った学校によって男性がいいとか、若い人がいいとか、ちょっと精神保健福祉士がここは強いかなというふうにチームワークで当たっているような現状です。

○徳丸委員 ありがとうございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

それでは、井利委員から御意見をいただいて、それでちょっとお時間の関係で最後とさせていただきます。井利さん、どうぞ。

○井利委員 すみません、先ほどの浜野委員のお答えで何となく分かった部分もあるので簡潔に。

おっしゃってくださったように中学校でひきこもりになっていて不登校になっていた人が、なかなか高校に行ってもうまくいかないって言って、結局中退しちゃって、そのまま何か自己責任だ、みたいな感じでひきこもってしまって、20代、30代になるということがあるので、私たちのほうとしてもスクールソーシャルワーカーさん、中学のSSWさんと連携を取りながらそこをどういうふうにつなげるかということをやっているつもりなのですが、そのSSWさんとYSWさんの連携というかつながりといったのは、今どういう仕組みになっているのか教えていただければと思います。

○浜野委員 はい、御質問ありがとうございます。

高校に入学してくるときに、割と中学校のほうから心配な生徒さんについては情報が寄せられるのですけれども、その中にSSWにこの子がかかっていましたとか、子供家庭支援センターが入っていましたというときには、最初に担任の先生が面談をやって状況を把握します。ただ、生徒さんによっては高校で、何ていうか、リセットしたいという方もいらっしゃるって、「中学でSSWにかかっていたけど、高校ではもういいです、自分で頑張ります」という方もいらっしゃるって、やはりその生徒さんのお気持ちを尊重します。生徒さんが希望する場合はSSWの方ですとか、あるいはSSWの実践を子供家庭支援センターが仲介する形で伝えていただくとか、そういうことがスムーズにで

きる場合もありますし、あとは何でしょうかね、その辺はやっぱり熱心な中学と熱心な高校がかみ合うといいのですけれども、場合によってはちょっと途切れてしまう場合もあります。ただ、ちょっと長欠になってきたな、欠席がかさむなという段階で、結構ユースソーシャルワーカーに相談が寄せられる場合もあるのですね。そうすると「中学ではどうでしたか」ということを必ず聞くので、そこで分かることもあります。なので、連携をすごく完璧にやっているかと言われるとそうでもないけれども、ぼちぼち連携できているかなということですね。

○井利委員 はい、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

○浜野委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○笠井会長 どうも貴重なディスカッション、ありがとうございます。浜野委員様、ユースソーシャルワーカーの御紹介、ありがとうございます。改めてお礼申し上げます。

それでは、まだいろんな御意見があったかと思うのですが、本日はお時間の関係もありますので、これで予定していた内容は以上とさせていただきます。

事務局から何かございますでしょうか。

○山川生活支援担当課長 本日はすみません、途中で映像、音声が途切れてしまって申し訳ございませんでした。また、長時間にわたり様々な御意見をいただきました。これまでの取組をさらに一歩進めるべきという御意見であったりとか、ほかの具体的な事例等を御教示いただいて、より効果的な広報等についても今後我々、検討してまいりたいと思います。

事務局からの連絡事項になりますけれども、資料8にお示しをさせていただいておりますが、令和7年2月頃に協議会の開催を予定しております。この間で必要に応じて1回開催を予定しておりますが、開催する場合には、また改めまして各委員の皆様へ御連絡を申し上げ、日程調整をさせていただくというふうに考えております。

事務局からは以上です。

○笠井会長 御説明ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、今回、閉会とさせていただきます。どうも皆様、ありがとうございます。お疲れさまでございます。

(午後6時58分 閉会)